

【資料 2】

熊本市職員倫理審議会会長の選任について（事務局案）

熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第 3 条に基づき、会長は委員の互選により選任することとなっている。

今回の審議会は書面による開催のため、会長を事務局にて下記の事務局案のとおり提案し、委員の同意により会長を選任させていただきたい。

記

1. 事務局提案について

委員氏名	提案理由
東 健一郎 氏	前回任期まで、当審議会副会長として本市コンプライアンスに関する取組の審議経過を熟知されているため

《参考》 令和 2 年 5 月 26 日～令和 4 年 5 月 25 日

役職名	委員氏名	所属・役職等
会長	魚住 弘久 氏	熊本大学大学院人文社会科学部教授
副会長（会長指名）	東 健一郎 氏	弁護士

2. 選任について

東健一郎氏を会長に選任することについて、【別紙】によりご回答をお願いいたします。

＜熊本市職員の倫理の保持に関する条例（抜粋）＞

（熊本市職員倫理審議会）

第7条 職員倫理の保持及びこれに必要な体制の確立に資するため、市長の附属機関として、熊本市職員倫理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 職員倫理規則の制定又は改廃に関して、市長に意見を申し出ること。
- （2） 次条第3項の規定に基づき市長が依頼した調査を行うこと。
- （3） 第4条第3項の規定に基づく報告について審議し、必要と認めるときは、任命権者に対し、職員倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう求めること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、職員倫理の保持を図るため、市長から諮問を受けた事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

3 審議会は、前項各号に掲げる事務を行うため、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他の必要な調査を行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

＜熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則（抜粋）＞

（審議会の委員）

第2条 条例第7条第1項の熊本市職員倫理審議会（以下「審議会」という。）は、委員5人以内をもって組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、職員倫理（条例第1条の職員倫理をいう。以下同じ。）の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審議会の会長）

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。